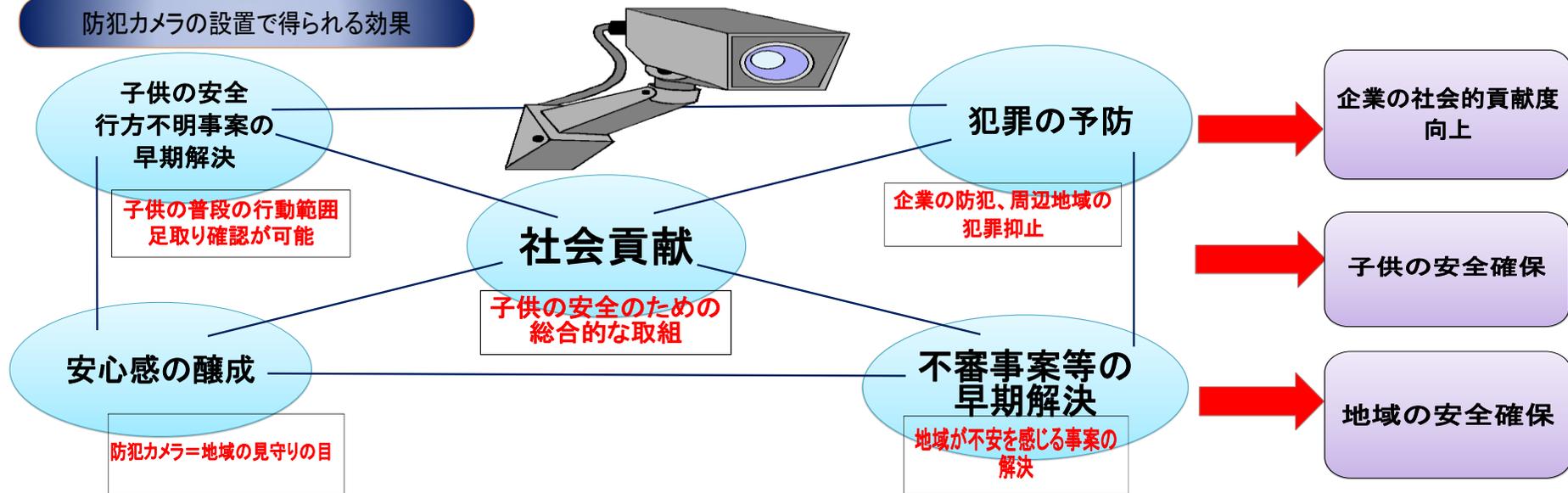


防犯カメラの設置による防犯CSR活動

13歳未満の子供に対する声掛け・つきまとい等の情報件数は令和3年中に1266件あり、前年と比較して104件増加しています。また、発生場所の約8割が通学路を含む路上・公園であり、発生時間帯は下校時間帯に集中している現状であり、通学路における子供の安全対策を図る必要があります。子供を守ることは、地域を守ることに直結します。



防犯カメラの設置で得られる効果



防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて

防犯カメラを外向きに設置する際は、愛知県が策定している「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用をする必要があります。右に示したものはガイドラインの一部です。詳細は、インターネットで「愛知県防犯カメラガイドライン」と検索していただくか、愛知県防災安全局県民安全課のホームページをご確認ください。

愛知県防災安全局県民安全課 (名古屋市中区三の丸3-1-2)
TEL 052-954-6176(ダイヤルイン)
URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/>

◎ 設置・運用要領の策定

次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めます。

- ① 設置目的
犯罪の防止
- ② 設置場所、撮影範囲
設置の場所及び設置台数、設置の表示
- ③ 管理責任者等の指定
- ④ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など
画像の安全管理にかかる媒体の保存方法、
保管期間、消去方法
映像は上書き保存とし、保存期間は最大一ヶ月
- ⑤ 画像の利用・提供の制限
法令に基づく場合や緊急の場合等に限定
- ⑥ 苦情等への対応
- ⑦ その他必要な事項

防犯カメラ設置の表示

- ★防犯カメラを設置していること
- ★設置者の名称や連絡先を分かりやすく表示
(設置者が明らかな場合や支障がある場合は、設置者の名称や連絡先を表示しないことができます。)